



新型コロナウイルス感染症関連情報

11/16時点情報

新型コロナウイルス
医療相談窓口

0798・26・2240 FAX 0798・33・1174
受付時間: 9:00~19:00
(土・日曜、祝・休日、12/29~来年1/3は17:00まで)

主な質問と回答



新型コロナ感染者が増加しています

新型コロナの感染者が増加傾向にあります。新型コロナとインフルエンザの同時流行により、医療機関がひっ迫し、速やかに受診できない可能性があります。いざという時に困らないよう準備しておくものなどを今一度確認しておきましょう。

感染対策は
しっかりと

発熱などの体調不良に備えておきましょう

● 新型コロナ抗原定性検査キット

「研究用」ではなく、国が承認した「医療用」または「一般用」の新型コロナ抗原定性検査キットを選びましょう



⚠️ 重症化リスクのある人(65歳以上、妊婦など)が新型コロナのり患の可能性がある場合は、医療機関を受診してください

● 解熱鎮痛薬

かかりつけ薬剤師、薬局にご相談を



● 生活必需品など

日持ちする食料(5日~7日分)、衛生用品など



新型コロナ陽性が判明したら

● 医療機関で陽性が判明した重症化リスクのある人

①65歳以上 ②入院の必要性あり ③重症化リスクがあり、かつ新型コロナの治療薬投与または新型コロナにより酸素投与が必要 ④妊婦

体調不安・悪化時の相談

西宮市保健所・
医療相談窓口(右上参照)

● 医療機関で陽性が判明した上記以外の人、 自主検査(医療機関以外)で陽性が判明した人

体調不安・悪化時の相談

西宮市療養
サポートセンター
▷健康医療相談 HP:62578963
▷必要な支援の窓口を案内(宿泊療養など)
▷必要に応じて医師へ相談 など

患者登録をお願いします
(原則オンライン申請)



陽性者の自宅療養期間

症状あり

発症日の翌日から7日間、
かつ症状軽快後24時間経過するまで

※入院した場合は、療養期間が延びることがあります

自宅療養期間の
考え方



HP:76118783

症状なし

検体採取日の翌日から7日間

5日目に検査キットで
陰性を確認の場合は5日間

※療養期間の途中で症状が出た場合、「症状が出た日が0日目」となります

● 濃厚接触者の待機期間

最終接触日の翌日から原則5日間

2・3日目に抗原定性検査キット(薬事承認されたもの)で、
2回とも陰性の場合、3日目から待機解除可



HP:16232300



新型コロナワクチン接種情報

11/16時点情報

ワクチン接種が受けられる期間は来年3月末まで

新型コロナワクチン接種
コールセンター

0120・622・999

受付時間: 9:00~17:30(土・日曜、祝・休日も受付)
※12/29~来年1/3は除く

オミクロン株対応ワクチン接種

⚠️ 接種は1人1回
⚠️ 早めのワクチン接種
をご検討ください

【接種対象者】

初回接種(1・2回目接種)を完了し、前回の接種日から
3カ月以上経過している12歳以上の人



【接種会場・予約方法】

■ 集団接種会場…予約は市HPまたはコールセンターへ

阪神西宮会場(産所町10-2)、市立中央病院、塩瀬公民館、
山口ホール、甲子園特設会場(甲子園高潮町3-30)

■ 個別医療機関…予約は医療機関へ直接または市HP、コールセンターへ

県実施の西宮会場(アクタ西宮西館2階)については、
県HPや県コールセンター(0570・033・185)で確認を



初回接種(1・2回目接種)

⚠️ 年内に1・2回目接種を
完了することをご検討ください

接種対象者は12歳以上。一部の個別医療機関で実施。
予約は市HPまたはコールセンターへ

※年内に初回接種(1・2回目接種)が完了した人は、
オミクロン株対応ワクチンの接種が可能です



乳幼児(6カ月~4歳)・小児(5歳~11歳)接種

一部の個別医療機関で実施。
詳しくは市HPで確認を

→ 乳幼児



→ 小児



ワクチン接種は強制ではありません。体質や持病等で、ワクチンを接種しない(できない)人もいます。接種の強制や差別、不利益な取り扱いを行うことのないよう、ご理解とご協力をお願いします

市独自

低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金

1世帯当たり
5万円

支給は
来年1月末以降

問 子育て世帯特別給付金担当(0798・35・1800)

対象世帯・対象者

令和4年(2022年)10月31日時点で本市に住居登録のある、令和4年10月分または11月分の児童扶養手当受給者、現在実施中の「国制度の令和4年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」(以下、国の給付金)の受給世帯

※来年2月28日までに国の給付金の申請を行い、支給決定を受ける人も対象

※本市で国の給付金を受給した人や受給見込みの人、児童扶養手当受給者(令和4年10月分または11月分)は原則、申請不要。国の給付金の振込口座や児童扶養手当の振込口座に支給

令和4年4月1日~10月31日に本市に転入し、居住している(住居登録のある)人で、
転入前の自治体から国の給付金を受給した人は、申請が必要です。来年2月28日までに子育て手当課へ申請書を郵送(必着)。詳しくは市のホームページで確認を



HP:41214581

国制度
再周知

低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金

- ▶ 対象児童1人当たり5万円を支給
- ▶ 収入制限等の支給要件あり
- ▶ 申請期限は来年2月28日まで

令和4年(2022年)4月分の児童扶養手当受給者、児童手当・特別児童扶養手当受給者で令和4年度の住民税均等割非課税の人は、同手当を支給する口座に振込み済み

詳しくは市HPで確認を→



HP:90106435